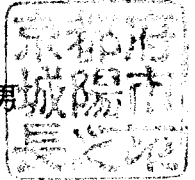


4 城 都 2 4 3 号
 平成15年3月31日
 (2003年)

国土交通省近畿地方整備局
 淀川工事事務所長 様

城陽市長 橋本 昭男



「淀川水系河川整備計画」への要望

「河川整備計画策定に向けて」の説明を、平成15年1月22日にいただきましたが、これを受けて下記のとおり要望しますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 本市では、平成元年より桜づつみモデル事業に取り組んできていますが、今後は、同事業と合わせた、堤外地の一体的利用についても検討していきたいと考えています。つきましては、現在策定されています河川整備計画におきまして、堤外地での多目的な公園的利用ができることを要望します。
2. 「淀川水系 河川整備計画策定にむけての説明資料から」における記述について、以下のとおり追加および明記されることを要望します。

◇P8 5.2.6 生態系

(2) 固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生

⑤砂州 木津川中流部 とあるが、

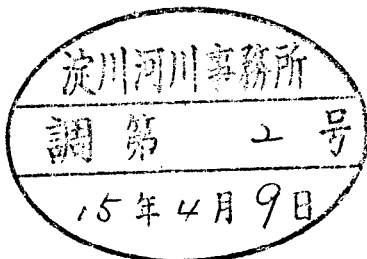
木津川中流部にはイタセンパラ生息場所である「たまり」があり、非常に重要な場所であるので追加されたい。

(3) 外来種対策の推進

1) 関係機関等との連携推進

○淀川 城北ワンドイタセンパラ協議会 とあるが、

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議を追加されたい。



尼河第 593号02

平成15年 4月24日

国土交通省近畿地方整備局

猪名川河川事務所 調査課長 様

尼崎市土木局河川緑地部

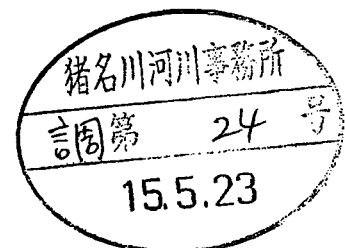
河港課長 (印鑑)

「河川整備計画策定に向けての説明資料
(第1稿)」に係る意見について (回答)
(対平成15年 1月 6日付国近整猪総第41号)

みだしのことについて、下記内容を意見と致します。

- ・意見 淀川水系の河川整備計画の策定には、総合的な治水・利水対策と
うるおいのある河川環境の充実を目指し、実行可能な事項を細部に
渡って組み込んで頂きたい。
- ・担当 土木局河川緑地部河港課河川担当
- ・連絡先 TEL 06-6489-6498 FAX 06-6489-6500

以 上



平成 15 年 4 月 日

大阪市

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）に関する意見について

○計画調整局計画部都市計画課

意見箇所	意見及び質問
P12、13 治水・防災 4 章 河川整備の方針 2) 被害ポテンシャル低減対策 3) 堤防強化対策 ①高規格堤防化 5 章 具体の整備内容 2) 被害ポテンシャル低減対策 ②土地利用誘導 ○土地利用規制や移転促進方策	① 土地利用の規制・誘導イメージが不明確であり補償や買取請求の対応の検討も必要となる可能性もあるため「都市計画」での対応との具体的な記述は削除すべきである。 ② 仮に危険地域の土地利用を規制するのであれば、安全対策としての高規格堤防の促進が不可欠であるので、「まちづくりと一体となった整備の調整が図られた箇所を実施する」だけでは促進を図るには不十分であり、更なる取り組みが必要である。
P24 利用 4 章 河川整備の方針 4.5.2 河川敷 (1) 利用 5 章 具体の整備内容 5.5.2 河川敷 (1) 河川敷地占用許可施設 1) ゴルフ場、公園等占用施設	① 個々の案件毎に判断とあるが、利用についての判断基準はどういう内容か。全体的な観点も必要である。 ② 淀川河川敷においては、都市計画緑地淀川河川公園として都市計画決定され公園整備が国（国土交通省）において進められており、市民の憩いの場・レクリエーションの場として親しまれており、ゴルフ場等の民間施設とは、その扱いにおいて区別、配慮が必要である。

○ゆとりとみどり振興局緑化推進部公園企画課

意見箇所	意見及び質問
P24 利用 4 章 河川整備の方針 4.5.2 河川敷 (1) 利用	説明資料の中で河川整備の方針で示されている河川敷（淀川本川）の利用については、沿川住民などの多様なニーズを把握し、できうる限り計画に反映されるよう検討していただきたい。

	<p>また、河川整備計画と連動して淀川河川公園の基本計画の改訂を行うにあたり、当局としても流域自治体の立場から改訂計画の策定に際して参画、もしくは意見を述べる場を設けていただけるよう要望します。</p>
--	---

○都市環境局下水道部工務課
特になし。

○都市環境局環境部環境情報課

意見箇所	意見及び質問
<p>P23 利用 5章 具体の整備内容 5.5.1 水面 1) 水上オートバイの利用規制</p>	<p>①で「当面、摂津市一津家地区での利用に限定、将来的には上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討」となっているが、淀川大堰下流の汽水域については、本市の魚類生息状況調査結果で、回遊魚のアユや汽水魚のスズキ、クロダイなど15種の魚類が確認され、多数の魚類が生息する水域になっている。</p> <p>水質面に影響を与える水上オートバイの利用規制にあたっては、上水の取水域での規制とあわせて生物生息環境を保全するうえからも考慮する必要がある。</p>

○水道局工務部計画課

意見箇所	意見及び質問
<p>P23~25 利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水上オートバイ等の水面利用につきましては、水質面並びに利水面への影響がないよう十分な検討あがなされますようお願いいたします。 ・ 舟運整備のうち、実施の予定されております「船着場整備」と「枚方までの航路維持」につきましては、水質面並びに利水面への影響がないよう実施にあたっては十分な協議をお願いいたします。また、今後検討を予定されております「枚方より三川合流地点までの航路確保」、「淀川大堰の閘門設置」等につきましても、取水口における水質面並びに利水面等、十分考慮の上検討をお願いいたします。

○建設局土木部工務課
特になし。

○建設局土木部河川課

意見箇所	意見及び質問
<p>全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 10 年 1 月 23 日付建設省河川局水政課長他（近畿地方整備局河川部長あて）通達「河川法の一部を改正する法律等の運用について」によると『河川整備計画で定める事項の記載にあたっては、住民等にわかりやすい内容となるよう工夫を行うとともに・・・』となっている については一般の方には理解しがたいと考えられる用語等（例えば、内水氾濫、遊水池、高規格堤防など）について註釈等で整理しておく方が良いのではないか。
<p>P3 計画策定 4章 河川整備の方針 4.1.1 対象範囲 本計画は～大臣管理区間を対象とする。ただし、計画策定上必要となるその他の区間、流域についても言及する。 4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本整備計画の対象範囲は大臣管理区間となっているが、一方、淀川水系流域委員会における淀川部会が取り扱う対象流域には淀川水系寝屋川ブロックや淀川水系西部大阪ブロックなどが含まれる。（委員会の中で寝屋川等がどこまで議論されているかは不明であるが） 例えば寝屋川ブロックは、既に大阪府において河川整備計画を策定しており、本文の表現だけでは、寝屋川ブロック等の取り扱いや位置付けなどが、わかりにくくなっているため、少なくとも本計画と関連する他の整備計画等との位置付けや整合性などを註釈等で説明する必要があるのではないか。
<p>P11 治水・防災 4章 河川整備の方針 4.3.1 洪水 （1）破堤による被害の回避・軽減 1）情報の提供、伝達システムの整備等 人命被害を防ぐには～避難場所や避難経路等をわかりやすく表示したハザードマップの作成について自治体を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップの支援となっているが、淀川工事事務所として各自治体に対して具体的なフォローアップはどのようにされるのか。

<p>P24 利用</p> <p>4章 河川整備の方針</p> <p>4.5.3 舟運</p> <p>大規模震災時における緊急輸送を目的とした舟運活用のための整備を進めるとともに、沿川自治体や民間企業等の舟運復活に対する要望を踏まえて、航路確保や付属施設の整備等について検討する。</p> <p>5章 具体の整備内容</p> <p>(1) 大規模震災時における緊急輸送を目的とした船着場(柴島、海老江)整備を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「航路確保や付属施設の整備等について検討する。」「緊急輸送を目的とした船着場整備を実施」となっているが、現在、河川を管理する法令等には、水上交通のルールに関する取り決めがない。今後、各種団体・NPO等による舟運に係わる各種取り組みや催しが増加すると予想されることから、船着場等のハード整備だけでなく、水上交通に関するルールづくりが必要であると考えられる。 ・ ついては、整備計画において水上交通に関するルールづくりに関する取り組み・検討状況・方向性などについて記述するべきではないか。
--	---

(別紙)

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料」に対する意見

チーム名：農業基盤整備チーム

ページ	意見等
P. 22	<p>5章 5. 4 利水 (3) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握、法定化の促進</p> <p>慣行水利権の法定化については、その成立経緯を踏まえ、法定化の手続き等農家の過度の負担とならないように、配慮をお願いします。</p>

(別紙)

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料」に対する意見

チーム名：水産物供給チーム

ページ	意見等
5	5. 2. 1 (3) 2) 縦断方向の河川形状の修復の検討について ダムや堰などの湛水域にはブラックバスなどが多数生息している場合があるため、河川の縦のつながりを回復する場合には外来魚対策とあわせて考える必要があると思います。
8	5. 2. 6 (1) モニタリングについて 専門家によるモニタリングだけではなく、市民のデータも活用していくような仕組みを常時公開していれば、工事の前後にだけ調査を行うよりもより正確に、かつ住民に納得していただける事業になると思います。
9	5. 2. 6 (3) 外来魚対策について 専門家や関係機関、自治体だけでなく、広く一般に対する普及啓発活動が不可欠です。生態系や地史の学習とあわせて学校教育に取り入れる等、大規模な取組が必要だと思います。
10	5. 2. 8 工事に伴う事前、事後の調査 モニタリングのところで述べたように、ホームページ等の公の場で、調査に関する情報や意見を受け付け、回答するような仕組みを作っていけば、工事だからといって特にデータを取るような必要はなくなってくるのではないのでしょうか？

平成15年2月21日

国土交通省近畿地方整備局
淀川工事事務所機械課機械課長
中田 昌利様

淀川左岸水防事務組合総務課長
山田 敦義

本年1月21日実施されました、淀川工事事務所と淀川左岸水防事務組合との、治水・防災の観点からの洪水対策・地震・津波・高潮・水面の利用等の淀川を取り巻く、あらゆる角度からの検討と今後のいろいろな施策の進め方の説明、考え方を聞き今後の治山・治水・の進め方につきまして一定の理解ができました。

今後、各分野で具体的に各施策が検討され実施されるものと考えますが、全般につきまして、内部でも検討いたしました結果提案されております方向は正しいと思います。

以上会議の内容をふまえて事業を進められますことを了解いたします。

淀右第 55 号

平成15年 1 月28日

近畿地方整備局

淀川工事事務所長 宮本 博司 様

淀川右岸水防事務組合

事務局長 伊丹 章雄

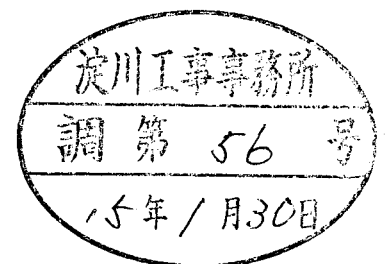


河川整備計画案策定に対する要望について (お願い)

厳冬の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また平素は、淀川右岸水防事務組合にご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、近畿地方整備局におかれましては、河川整備計画策定の作業を進めておられますが、柴島地区における水衝部につきましては、当組合が20数年にわたり、要望し願ってやまない「高水敷および低水路整備」についての計画がなされないままになっております。このことにつきましては、昨年も特段のお願いを申し上げたところでございますが、「今後20年から30年間に実施あるいは検討される具体的施策」のとりまとめをされるにあたり、具体的施策のなかに淀川右岸下流の水衝部対策として「赤川橋梁付近の高水敷造成の検討」をぜひとも加えていただきたく別紙、要望書をお送りいたしますのでよろしくお願い申し上げます。



河川整備計画策定に対する要望について

近畿地方整備局におかれましては、これまでの幾多の治水対策事業により、淀川においては、現在のところ大きな水災もなく推移していますことは、大変ありがたく厚くお礼申しあげますとともに、心強く感じているところでございます。

しかしながら、最近では東海豪雨や欧州中東部、アジア各地で見られるように、日本の各地、世界の各地で未曾有の豪雨が発生し大きな災害を受けています。このような豪雨は、淀川水系においても起りえる可能性は十分あり、われわれ水防に携わるものとしても、非常時に迅速、的確に対応できるよう、危機管理体制の確立とともに水防団におきましてはこれまで以上に士気の高揚を図り、水防技術の練磨と団体行動の修練を重ねる必要があると考えているところでございます。

さて、現在、柴島地区におきまして地盤の改良、鋼矢板打設による耐震対策工事ならびに護岸及び川床部分洗掘防止の根固め工事を実施されるなど堤防の強化に努められ、感謝申しあげているところでございますが、20数年にわたり要望し願ってやまない「高水敷造成および低水路整備」についての計画がなされないままになっています。

このことにつきましては、昨年も特段のお願いを申しあげたところでございますが、「今後20年から30年間に実施あるいは検討される具体的施策」のとりまとめをされるにあたり再度お願い申しあげるところでございます。

流域委員会での「4-3治水計画のあり方、(3)地域特性に治水安全度の確保について」の提言の趣旨は十分承知しているところでございますが、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の「4章 河川整備方針の4.3治水・防災」、「第5章 具体の整備内容の5.3治水・防災、(2)河川毎の施設整備内容」では高規格堤防の継続実施を柱にされ、破堤の危険性の高い堤防を応急対策で堤防強化を図るとされています。

要望箇所のように堤内地に人家が密集しているところでの高規格堤防の実現は100年の長期で考えなければならないので、これまで要望してまいりました願望を早期に計画していただきたく、下記について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 現在実施の柴島地区の工事で水衝部対策は万全とは考えられないので、「淀川水系河川整備計画」策定にあたり、5章の具体の整備内容に淀川右岸下流の水衝部対策として「赤川橋梁附近の高水敷造成の検討」を加えられたい。

平成15年1月
淀川右岸水防事務組合
議会議長 鳥本 高男
水防団長 小林 俊一

要 望 書

国土交通省近畿地方整備局
局長 谷 口 博 昭 様

平素は、水道事業、水道用水供給事業の推進、運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、水道は国民の日常生活を維持し、都市活動を支える基幹的な施設であり、常に清浄な水を安定して供給する使命を持っています。

しかし、近年の少雨傾向から、猪名川水系では渇水が頻発しており、最近10年間では、平成6年、平成7年、平成12年、平成13年、平成14年に取水制限が実施されました。

特に平成14年は一庫ダムの貯水率が、供用開始以来最低（12月21日に7.8%を記録）となり、水道、農水ともに過去最悪の40%の取水制限が実施されました。

このため、各水道事業者においては、節水の呼びかけを始め、あらゆる対策を講じましたが、一部住民生活に影響が生じております。

つきましては、猪名川水系に水源を持つ水道のこのような現状をご理解いただき、一庫ダムの弾力的な運用による渇水対策の早期実施を要望致します。

平成15年5月6日

猪名川流域水道事業管理者連絡協議会

会長 西宮市水道事業管理者

平 瀬 和 彦

兵庫 県公営企業管理者
足立 昭

尼崎 市水道事業管理者
吉井 恵一

豊中 市水道事業管理者
藤澤 弘明

宝塚 市水道事業管理者
島上 隆博

伊丹 市水道事業管理者
中西 幸造

川西 市水道事業管理者
松下 親之

池田 市水道事業管理者
高山 太良

猪名川町上下水道部長
上保 幸夫

豊能町水道事業所長
岩崎 弘

要 望 書

国土交通省近畿地方整備局
猪名川河川事務所
所長 上 下 芳 夫 様

平素は、水道事業、水道用水供給事業の推進、運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、水道は国民の日常生活を維持し、都市活動を支える基幹的な施設であり、常に清浄な水を安定して供給する使命を持っています。

しかし、近年の少雨傾向から、猪名川水系では渇水が頻発しており、最近10年間では、平成6年、平成7年、平成12年、平成13年、平成14年に取水制限が実施されました。

特に平成14年は一庫ダムの貯水率が、供用開始以来最低（12月21日に7.8%を記録）となり、水道、農水ともに過去最悪の40%の取水制限が実施されました。

このため、各水道事業者においては、節水の呼びかけを始め、あらゆる対策を講じましたが、一部住民生活に影響が生じております。

つきましては、猪名川水系に水源を持つ水道のこのような現状をご理解いただき、一庫ダムの弾力的な運用による渇水対策の早期実施を要望致します。

平成15年5月6日

猪名川流域水道事業管理者連絡協議会

会長 西宮市水道事業管理者

平 瀬 和 彦

兵庫県公営企業管理者
足立 昭

尼崎市水道事業管理者
吉井 恵一

豊中市水道事業管理者
藤澤 弘明

宝塚市水道事業管理者
島上 隆博

伊丹市水道事業管理者
中西 幸造

川西市水道事業管理者
松下 親之

池田市水道事業管理者
高山 太良

猪名川町上下水道部長
上保 幸夫

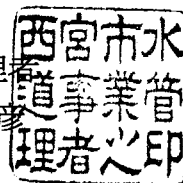
豊能町水道事業所長
岩崎 弘



西水発 第 1410 号
平成 15 年 3 月 24 日

国土交通省近畿地方整備局
局長 谷口 博昭 様

西宮市水道事業管理
平瀬 和彦



淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）について（意見）

平素は西宮市の水道事業にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。
つきましては、標記資料に対する西宮市として次の意見を述べさせていただきます。

（1）淀川水系流域委員会は、「水需要予測が過大であり、利用実績との乖離が著しい。」とし、水需要予測の見直しを行い、水利権についても用途変更を行う必要があるとマクロ的に捕らえています。

また、これを受けた「河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」の河川整備の方針でも水需要を確認し、水利権の見直しと用途間転用等の水利用の合理化に努めるとしています。

しかしながら、本市においては以下に述べるような特殊な事情があることや、用途間転用の調整として「将来、水需要における地域の安定・発展等の政策目標」を掲げておられるように、水需要と水利権との関連において、これらの見直しに当たっては、地域の特性が考慮されるべきであると考えています。

従いまして、用途間転用に当たっては、転用の手続き等の簡素化及び府県間の調整を要望いたします。

西宮市の場合、まず、人口をみてみますと、震災前の平成 5 年は 422,224 人でしたが、震災直後の平成 7 年には 386,801 人に落ち込み、その後、都市の復興とともに順調に回復し平成 14 年 1 月現在 452,411 人と増え続けている状況にあります。

なお、平成 14 年 4 月の西宮市の将来人口推計によりますと平成 22 年には 462,000 人を予測しております。

また、市内には集客施設の建設可能な場所も数箇所あり、大邸宅がマンションと変わりつつあります。リクルート社の任意のアンケート調査では、西宮市は関西で一番住みたい場所という結果も出ております。

このような将来見込みのなかで、安定した水を供給するための努力をしているところですが、西宮市の南部水道の水源としましては、自己水源のほかに阪神水道企業団からの受水に頼っております。しかし、自己水源としての武庫川の表流水は、農業用水優先の豊水水利権で夏の水需要が多いときに取水できません。また、地下水についても揚水量が年々減少し続けております。さらに、新幹線トンネルの湧水も取水しておりますが、これにつきましては非常にフッ素濃度が高く、フッ素が殆んど含まれていない淀川からの約

4倍の原水で希釈する必要があることなどから、自己水源については、非常に不安定なものであるため、将来の水源確保について大幅に見直す必要があると考えております。

(2) 淀川水系流域委員会の提言では、琵琶湖や淀川水系のダムなどの現行水位操作規則は、それぞれの立地条件・目的及び周辺環境が多様であるにもかかわらず、制限水位の変更時期が画一的に定められている。そして、水位操作規則は、内容もその時々気候などの状況に応じて弾力的に運用できるように定めておくことが必要である、としています。

また、水位操作規則は、近年の気候・環境などの条件の変化が著しいことを考えると、定期的（例えば5年ごと）に見直していくことが必要である、ともいっています。

ところで、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」では、近年の少雨化傾向により渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムでは頻繁に渇水調整を実施せざるを得ない状況となっていることから、一庫ダムについては、実態に基づく下流確保流量の見直しによる渇水対策を検討する、としています。

また、堰の水位操作の見直しに際して、特に琵琶湖については、治水・利水への影響を踏まえた上で、琵琶湖周辺の環境を考慮し、生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作について検討する、としています。

このようなことから、一庫ダムについては、少雨期においても確実な取水の確保のため、特に洪水期における制限水位等のダム操作規則の見直しも含め、ダムの水位操作について検討していただくよう要望いたします。

以上

